

財務諸表論

テキスト

<今回の学習内容>

第2回講義 使用ページ
P 33～62

テーマ 3

計算規則の概要

理論：重要度 一

計算：重要度 ★★★

「会社法」及び「会社計算規則」の規定に準拠した計算書類等のうち、ここでは、損益計算書のフォーム、各区分ごとの表示科目、売上高及び売上原価の表示方法を学習していく。



このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	完全合格
3-1	計算規則のフォーム	No.1 第2回
3-2	計算規則の表示科目	No.1 第2回
3-3	売上高の表示	No.1 第2回
3-4	売上原価の表示	No.1 第2回

3-1 計算規則のフォーム

1 会社計算規則に準拠した損益計算書

損 益 計 算 書			
A株式会社		自××年×月×日 至××年×月×日	(単位：千円)
摘 要	金 額		
I 売 上 高			50,000
II 売 上 原 価			25,000
売上総利益（又は売上総損失）			25,000
III 販売費及び一般管理費			5,000
営業利益（又は営業損失）			20,000
IV 営 業 外 収 益			
受 取 利 息	500		
受 取 配 当 金	700		1,200
V 営 業 外 費 用			
支 払 利 息	1,200		
売 上 割 引	200		1,400
経常利益（又は経常損失）			19,800
VI 特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	800		800
VII 特 別 損 失			
固 定 資 産 災 害 損 失	2,400		2,400
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）			18,200
法人税、住民税及び事業税			7,300
当期純利益（又は当期純損失）			10,900

2 タイトル等の記載

まず、タイトル（損益計算書）を記載したうえで、その次の行に①会社名、②事業年度（期首から期末まで）、③単位の3つをそれぞれ記載する。

3 区分名及び利益名の記載

P/Lの記載に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 売上高、売上原価等の各区分について、細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。ただし、特別利益及び特別損失に属する項目は、細分することを原則としている。
 なお、実務上は、売上高、売上原価並びに販売費及び一般管理費は細分せず、営業外収益、営業外費用、特別利益、特別損失は細分した形式で記載する場合が多く、本試験でも当該形式での出題が想定される。
- (2) 利益の表示については、会社計算規則の規定上は、「〇〇利益金額」となっているが、会計慣行をしん酌して、単に「〇〇利益」と表示すれば足りる。
- (3) 当期純利益と繰越利益剰余金との関係については、株主資本等変動計算書に記載されることになる。

4 金額の記載

各科目、各区分、各利益につき、以下のように金額を記載する。

- (1) 各科目の金額は、金額欄の左側に記載する。
- (2) 各科目の金額は、区分ごとに締め切り、各区分の金額を金額欄の右側に記載する。
- (3) 各利益の金額は、金額欄の右側に記載する。
- (4) 税引前当期純利益より下の部分の金額は原則的に金額欄の右側に記載する。

5 その他の事項

- (1) ㄥのフォームには勘定式と報告式の2つがある。会社計算規則ではいずれによるか明定されていないが、報告式によるのが慣行である。
- (2) 各区分に記載する科目の名称及び配列順序については、ある程度の約束事や慣行があるが、これらについては次のテーマでとり上げるので、今はとりあえず出てきた科目名とその表示区分を覚えておけばよい。

3-2 計算規則の表示科目

損益計算書の各区分のうち、特に販売費及び一般管理費、営業外収益、営業外費用、特別利益、特別損失に記載される表示科目及びその配列方法をマスターしよう。

1 各区分の典型的な表示科目

販売費及び一般管理費	営業外収益	特別利益
給料手当	受取利息	固定資産売却益
役員報酬	有価証券利息	
法定福利費	受取配当金	
広告宣伝費	仕入割引	
見本品費	有価証券売却益	
旅費交通費	投資不動産賃貸料	
通信費	雑収入	
修繕費		
支払保険料		
租税公課	営業外費用	特別損失
不動産賃借料	支払利息	固定資産売却損
事務用消耗品費	社債利息	固定資産災害損失
減価償却費	売上割引	役員退職慰労金
特許権償却	株式交付費償却	
商標権償却	社債発行費償却	
開発費償却	創立費償却	
貸倒引当金繰入額	開業費償却	
賞与引当金繰入額	貸倒引当金繰入額	
役員賞与引当金繰入額	有価証券売却損	
役員退職慰労引当金繰入額	雑損失	
退職給付費用		
雑費		

2 販売費及び一般管理費の典型的な表示科目

(1) 典型的な表示科目

給 料 手 当	……従業員に対する給料及び手当
役 員 報 酬	……役員に対して支払われる報酬
法 定 福 利 費	……厚生年金等の社会保険の会社負担分
広 告 宣 伝 費	……商品等の広告宣伝に関する費用
見 本 品 費	……商品等の一部を見本品として提供したことに伴う費用
旅 費 交 通 費	……出張等に伴う旅費及び交通費
通 信 費	……電話料、郵便切手など通信のために要した費用
修 繕 費	……建物、機械などの固定資産の維持修繕のために支出する費用
支 払 保 険 料	……火災保険料や損害保険料など
租 税 公 課	……法人税、住民税及び事業税として記載されるもの以外の税金
不 動 産 賃 借 料	……建物などの不動産を賃借するときに支払う賃料 支払家賃、支払地代も可
事 務 用 消 耗 品 費	……期末に未使用分があれば、貯蔵品として流動資産に表示する。
減 価 償 却 費	……有形固定資産に係る償却費をまとめて表示
特 許 権 償 却	……無形固定資産の償却費はすべて販売費及び一般管理費に表示する。 繰延資産の償却額のうち営業に関連する費用である開
商 標 権 償 却	
開 発 費 償 却	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	……発費償却は販売費及び一般管理費に表示する。 営業債権(受取手形、売掛金など)に対する繰入額は、 ……販売費及び一般管理費に表示し、営業外債権(貸付金など)に対する繰入額は営業外費用に表示する。
賞 与 引 当 金 繰 入 額	……従業員の賞与に関連した費用
役員賞与引当金繰入額	……役員の賞与に関連した費用
役員退職慰労引当金繰入額	……役員の退職慰労金に関連した費用
退 職 給 付 費 用	……従業員の退職給付に関連した費用
雑 費	……その他販売・管理活動に関する費用

(2) 表示科目の配列順序

表示科目の配列はおおむね上記の順序で行うのが慣行であるが、受験上はあまりこだわらなくてよい。ただし、**雑費は最後**に表示すること。

3 営業外収益の典型的な表示科目

(1) 典型的な表示科目

受 取 利 息	……預金と貸付金に係る受取利息
有 価 証 券 利 息	……保有債券（公社債）に係る受取利息
受 取 配 当 金	……保有株式に係る配当金
仕 入 割 引	……仕入代金の一部割引額であり、利息的性格を有する項目
有 価 証 券 売 却 益	……短期保有の有価証券に係る売却益
投 資 不 動 産 賃 貸 料	……不動産を賃貸した際に受取る賃料 受取家賃、受取地代も可
雑 収 入	……その他営業取引以外の取引に関連する収益

(2) 表示科目の配列順序

表示科目の配列はおおむね上記の順序で行うのが慣行であるが、受験上はあまりこだわらなくてよい。ただし、**雑収入は最後**に表示すること。

4 営業外費用の典型的な表示科目

(1) 典型的な表示科目

支 払 利 息	……借入金に係る支払利息
社 債 利 息	……発行社債に係る支払利息
売 上 割 引	……売上代金の一部割引額であり、利息的性格を有する項目
株 式 交 付 費 償 却	…繰延資産の償却額のうち営業に関する費用である開発 費償却以外は営業外費用に表示する。
社 債 発 行 費 償 却	
創 立 費 償 却	
開 業 費 償 却	

貸倒引当金繰入額	……営業外債権（貸付金など）に対するもの
有価証券売却損	……短期保有の有価証券に係る売却損
雑 損 失	……その他営業取引以外の取引に関連する費用

(2) 表示科目の配列順序

表示科目の配列はおおむね上記の順序で行うのが慣行であるが、受験上はあまりこだわらなくてよい。ただし、**雑損失は最後**に表示すること。

5 特別利益の典型的な表示科目

固定資産売却益	……固定資産を売却した際に生じる利益
---------	--------------------

なお、表示科目の配列順序は特にないと考えてよい。

6 特別損失の典型的な表示科目

固定資産売却損	……固定資産を売却した際に生じる損失
固定資産災害損失	……災害により固定資産が滅失等したことによる損失
役員退職慰労金	……役員が退職した際に支払われる慰労金

なお、表示科目の配列順序は特にないと考えてよい。



プラスα 損益計算書の当期純利益と貸借対照表の繰越利益剰余金との関係

貸借対照表の繰越利益剰余金は、おおよそ以下のようを求めることとなる。

	期 首 繰 越 利 益 剰 余 金
+	①損益計算書の当期純利益
+	②任 意 積 立 金 の 取 崩 し
-	③剰 余 金 の 配 当
-	④任 意 積 立 金 の 積 立 て
	％ 繰 越 利 益 剰 余 金

なお、詳細は後日学習するため、今の段階では、**期首繰越利益剰余金に①損益計算書の当期純利益を加算した金額が 当期末貸借対照表の繰越利益剰余金**になると考えればよい。

🔄トレーニング 問題5

<メ モ>

3-3 売上高の表示

売上高の表示方法をマスターしよう。

売上高は純売上高で表示

売上高は総売上高から売上値引、売上戻り、売上割戻を控除した純売上高で表示する。

なお、売上高から控除される売上値引、売上戻り、売上割戻とは、次のようなものである。

売上値引	量目不足、品質不良、破損等の理由により売上代金から控除される額をいう。
売上戻り	量目不足、品質不良、破損等の理由により返品される額をいう。
売上割戻	一定期間に多額又は多量の取引をした得意先に対する売上代金の返戻額をいう。

なお、売上割引は総売上高から控除せず営業外費用の区分に表示する。

売上高

売上値引	総売上高
売上戻り	
売上割戻	
純売上高 ↑ に記載される売上高の額	

設 例

残高試算表		(単位：千円)	
売 上 値 引	2,000	売 上 高	400,000
売 上 戻 り	2,800		
売 上 割 戻	1,200		
売 上 割 引	1,600		

解 説

損益計算書		(単位：千円)	
摘 要	金 額		
I 売 上 高			394,000
⋮			
V 営 業 外 費 用			
売 上 割 引	1,600		
⋮			

売上高%	
売上値引 2,000千円	総売上高 400,000千円
売上戻り 2,800千円	
売上割戻 1,200千円	
純売上高 394,000千円	

なお、売上割引は営業外費用の区分に表示する。

3-4 売上原価の表示

売上原価について細分した場合の表示方法をマスターしよう。

1 細分した場合の表示方法

売上原価と販売費及び一般管理費については、細分せずに表示するのが実務上多いと考えられるが、会社計算規則では細分して表示できると規定している。なお、具体的な表示方法については、問題文ないしは答案用紙に指示が与えられるため、その指示に従うこととなる。

細分して表示した場合の表示方法は以下のとおりである。

Ⅱ 売上原価			
1	期首商品たな卸高	×××	
2	当期商品仕入高	×××	
	合 計	×××	
3	期末商品たな卸高	×××	×××
	売上総利益		×××
Ⅲ 販売費及び一般管理費			
	給 料 手 当	×××	
	⋮	⋮	
	雑 費	×××	×××
	営業利益		×××

2 当期商品仕入高は純仕入高で表示

当期商品仕入高は総仕入高から仕入値引、仕入戻し、仕入割戻を控除した純仕入高で表示する。

なお、仕入高から控除される仕入値引、仕入戻し、仕入割戻とは、次のようなものである。

仕入値引	量目不足、品質不良、破損等の理由により仕入代金から控除される額をいう。
仕入戻し	量目不足、品質不良、破損等の理由により返品される額をいう。
仕入割戻	一定期間に多額又は多量の取引をしたことにより仕入先から受取る仕入代金の返戻額をいう。

なお、仕入割引は総仕入高から控除せず営業外収益の区分に表示する。

仕入高	
総仕入高	仕入値引
	仕入戻し
	仕入割戻
	純仕入高
	↑
	に記載される
	当期商品仕入高の額

設 例

決算整理前残高試算表 (単位：千円)

商 品	15,000	仕 入 値 引	1,000
当期商品仕入高	200,000	仕 入 戻 し	1,400
		仕 入 割 戻	600
		仕 入 割 引	300

〔資 料〕 期末商品 17,000千円

解 説 (仕訳の単位：円)

期首商品たな卸高 15,000／商 品 15,000
 商 品 17,000／期末商品たな卸高 17,000

損益計算書 (単位：千円)

摘 要	金 額	
Ⅱ 売 上 原 価		
1 期首商品たな卸高	15,000	
2 当 期 商 品 仕 入 高	197,000	
合 計	212,000	
3 期 末 商 品 た な 卸 高	17,000	195,000
Ⅳ 営 業 外 収 益		
仕 入 割 引	300	

仕入高％

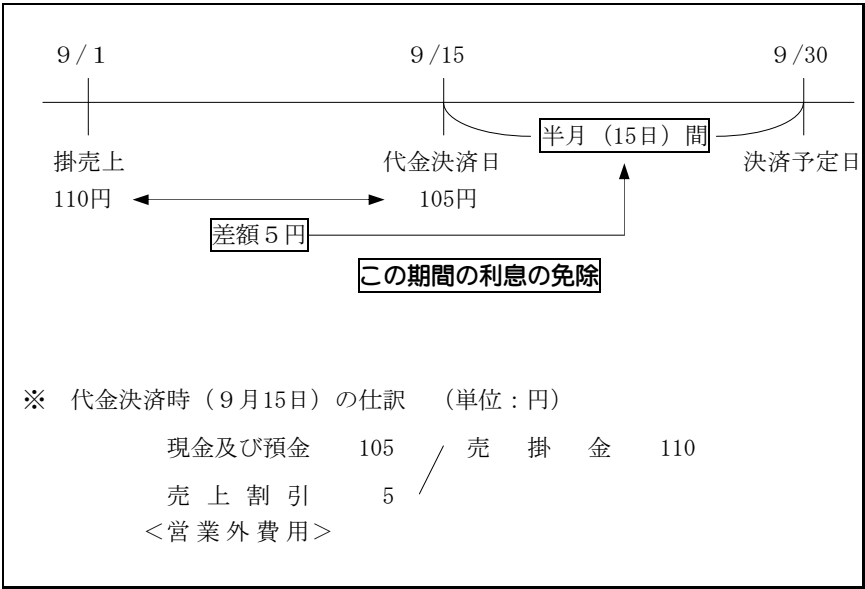
総仕入高 200,000千円	仕入値引	1,000千円
	仕入戻し	1,400千円
	仕入割戻	600千円
	純仕入高 197,000千円	

なお、仕入割引は営業外収益の区分に表示する。



参 考 割引とは

割引とは、代金支払期日前の支払に対する、掛代金の一部免除額のことをいい、その期間に資金を調達した場合に要したであろう**利息の免除額**と考える。



通常、現金取引と掛取引とでは掛取引のほうが代金が高くなると考えられる。これは掛取引の場合、売上や仕入の時点から代金の決済時まで一定の期間があるため、その期間に対する利息が加算されるためである。

➡トレーニング 問題6、7

<メ モ>

テーマ 2 計算規則の概要

理論：重要度 一

計算：重要度 ★★

経過勘定項目（前払費用、未収収益、未払費用及び前受収益）の会計処理及び表示方法を学習していく。



このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	完全合格
2-1	計算規則のフォーム	No.1 第1回
2-2	資産の部の表示科目	No.1 第1回
2-3	負債の部の表示科目	No.1 第1回
2-4	純資産の部の表示科目	No.1 第1回
2-5	経過勘定項目	No.1 第2回

2-5 経過勘定項目

経過勘定項目の処理方法及び表示方法をマスターしよう。

1 経過勘定項目とは

経過勘定項目とは、**継続的な役務**(サービス)の提供又は受入契約によって生ずる**前払費用、未収収益、未払費用、前受収益**の4つの項目をいう。

2 前払費用

前払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価をいう。

例えば、利息の支払額のうち当期に属する分については支払利息として損益計算書に計上し、次期以降に係る分については前払費用として貸借対照表の資産の部に計上する。

3 前受収益

前受収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対し支払いを受けた対価をいう。

例えば、利息の受取額のうち当期に属する分については受取利息として損益計算書に計上し、次期以降に係る分については前受収益として貸借対照表の負債の部に計上する。



設 例

A社（9月決算）は5月1日に100千円をB社（9月決算）から借入れた。なお、返済期日は翌年4月30日であり、1年分の利息12千円は借入時に支払った。



解 説（仕訳の単位：千円）

1 A社（借入側）における支払利息の繰延

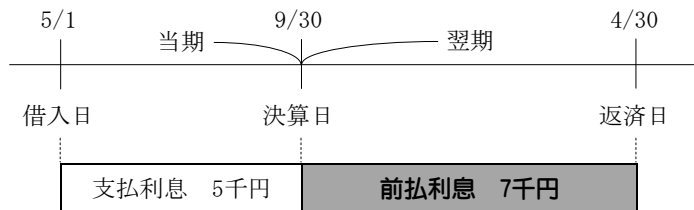
(1) 借入時

現金及び預金	100	／	借入金	100
支払利息	12	／	現金及び預金	12

(2) 決算時

前払利息*	7	／	支払利息	7
-------	---	---	------	---

* 上の表示科目は、「前払費用」となる。



2 B社（貸付側）における受取利息の繰延

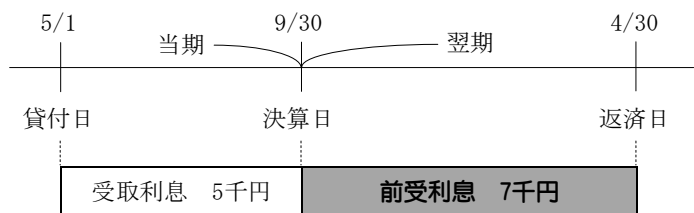
(1) 貸付時

貸付金	100	／	現金及び預金	100
現金及び預金	12	／	受取利息	12

(2) 決算時

受取利息	7	／	前受利息*	7
------	---	---	-------	---

* 上の表示科目は、「前受収益」となる。



4 未払費用

未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、すでに提供された役務に対して、いまだその対価の支払いが終わらないものをいう。

例えば、借入金に対する利息で利払日が翌期に到来するため、決算日現在未払であった場合、当期に属する分については支払利息として損益計算書に計上し、当該支払利息の未払分を未払費用として貸借対照表の負債の部に計上する。

5 未収収益

未収収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対して、いまだその対価の支払いを受けていないものをいう。

例えば、貸付金に対する利息で利払日が翌期に到来するため、決算日現在未収であった場合、当期に属する分については受取利息として損益計算書に計上し、当該受取利息の未収分を未収収益として貸借対照表の資産の部に計上する。

設 例

A社(9月決算)は5月1日に100千円をB社から借入れた。なお、返済期日は翌年4月30日であり、1年分の利息12千円は返済時に同時に支払うこととした。

解 説 (仕訳の単位：千円)

1 A社(借入側)における支払利息の見越し

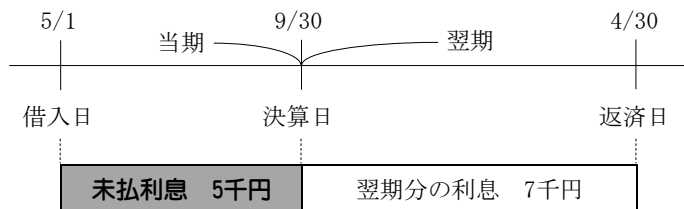
(1) 借入時

現金及び預金 100 / 借入金 100

(2) 決算時

支払利息 5 / 未払利息* 5

* B/S上の表示科目は、「未払費用」となる。



2 B社（貸付側）における受取利息の見越し

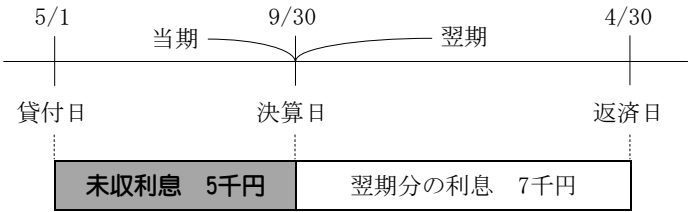
(1) 貸付時

貸 付 金 100 / 現 金 及 び 預 金 100

(2) 決算時

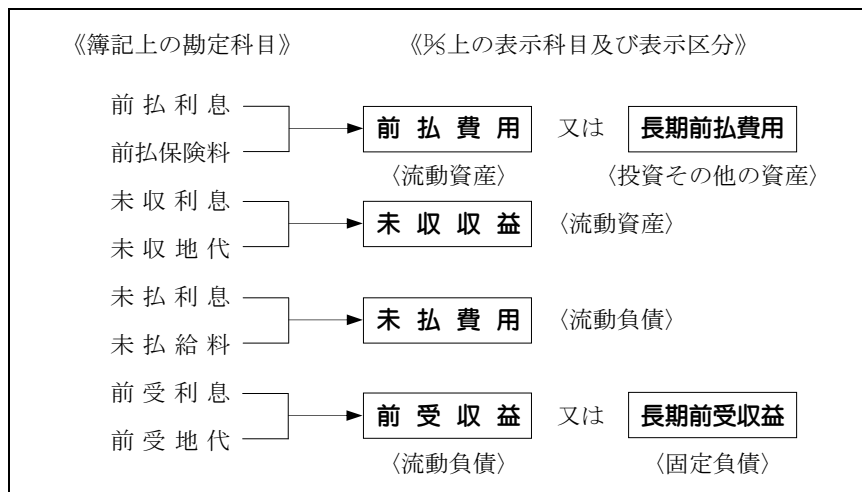
未 収 利 息* 5 / 受 取 利 息 5

* 上の表示科目は、「未収収益」となる。



6 B/S上の表示科目と表示区分

経過勘定項目におけるB/S上の表示科目と勘定科目の関係並びに表示区分は次のようになる。



- 前払費用及び前受収益については、1年基準が適用され、1年以内に費用又は収益となるものは「前払費用」又は「前受収益」として**流動資産又は流動負債**に、1年を超えて費用又は収益となるものについては、「長期前払費用」又は「長期前受収益」として**固定資産・投資その他の資産又は固定負債**に表示される。
- その他の経過勘定項目（未収収益、未払費用）については、科目の性質により期間に関係なく、常に**流動資産又は流動負債**に表示される。



設 例

A社（9月決算）は5月1日に100千円をB社（9月決算）から借入れた。なお、返済期日は翌々年4月30日であり、2年分の利息24千円は借入時に支払った。



解 説（仕訳の単位：千円）

1 A社（借入側）における支払利息の繰延

(1) 借入時

現金及び預金	100	／	借入金	100
支払利息	24	／	現金及び預金	24

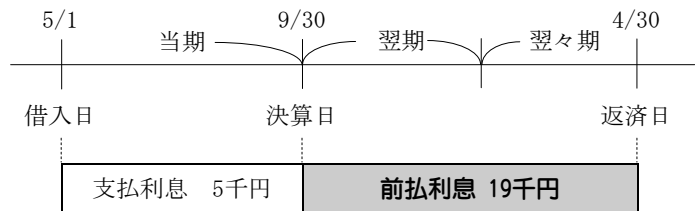
(2) 決算時

前払利息*	19	／	支払利息	19
-------	----	---	------	----

* 上の表示科目は、「前払費用」及び「長期前払費用」となる。

前払費用 ⇨ 12千円

長期前払費用 ⇨ 7千円



2 B社（貸付側）における受取利息の繰延

(1) 貸付時

貸 付 金 100 / 現 金 及 び 預 金 100
 現 金 及 び 預 金 24 / 受 取 利 息 24

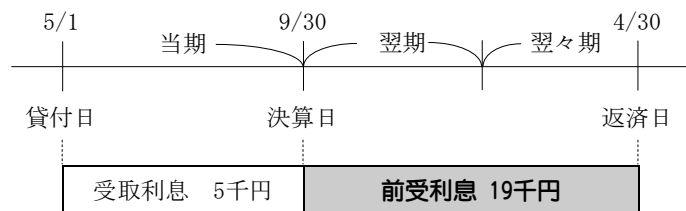
(2) 決算時

受取利息 19 / 前受利息* 19

* 上記の表示科目は、「前受収益」及び「長期前受収益」となる。

前受収益 ⇨ 12千円

長期前受収益 ⇨ 7千円



🔄 トレーニング 問題8、9

Q 未払金と未払費用って何が違うの？

A 未払金と未払費用は、対価が未だ支払われていないという点において同じですが、未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対していまだその対価の支払が終らないもの（利息、保険料、家賃など）とされている一方で、未払金は継続して役務の提供を受けることが契約で締結されているものではありません（固定資産や有価証券などの購入代金の未払額等）。

テーマ 1 計算書類等

理論：重要度 一

計算：重要度 ★★

財表計算の中心は、「会社法」及び「会社計算規則」の規定に準拠した計算書類等の作成にある。ここでは、「会社法」及び「会社計算規則」に規定する注記表（個別注記表）の概要について学習していく。



このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	完全合格
1 - 1	計算書類等の概要	No. 1 第 1 回
1 - 2	注記表の概要	No. 1 第 2 回

1-2 注記表の概要

会社計算規則では、貸借対照表や損益計算書の本文に記載された数値や項目又はこれに関連する事項を説明するために注記の記載を定めており、これを一覧表にした注記表が計算書類等の体系に含まれている。

ここでは、注記表の概要について学習していく。なお、具体的な注記の記載方法については、次回以降で学習していく。

1 注記表の概要

会社計算規則では、以下の注記事項について記載が要求されている。

	注記事項の名称	注 記 事 項 の 概 要
①	継続企業の前提に関する注記	事業年度末日において、会社が将来にわたって事業を継続する前提に重要な疑いが存在する場合の注記
②	重要な会計方針に係る事項に関する注記	計算書類の作成のために採用している会計方針に関する注記
③	会計方針の変更にに関する注記	計算書類の作成のために採用した会計方針を変更した場合の注記
④	表示方法の変更にに関する注記	計算書類の作成のために採用した表示方法を変更した場合の注記
⑤	会計上の見積りの変更に関する注記	計算書類の作成に当たっての会計上の見積りの変更を行った場合の注記
⑥	誤謬の訂正に関する注記	過去の誤謬の訂正を行った場合の注記
⑦	貸借対照表等に関する注記	貸借対照表等に記載される項目に関する注記
⑧	損益計算書に関する注記	損益計算書に記載される項目に関する注記
⑨	株主資本等変動計算書に関する注記	株主資本等変動計算書に記載される項目に関する注記
⑩	税効果会計に関する注記	税効果会計を適用した場合に必要な注記
⑪	リースにより使用する固定資産に関する注記	ファイナンス・リース取引を行った会社が賃貸借処理を行った場合に必要となる注記
⑫	金融商品に関する注記	金融商品の時価などの金融商品の状況に関する注記
⑬	賃貸等不動産に関する注記	賃貸等不動産の時価などの賃貸等不動産の状況に関する注記
⑭	持分法損益等に関する注記	連結計算書類を作成しない場合における持分法損益等に関する注記
⑮	関連当事者との取引に関する注記	会社の主要株主などの関連当事者と重要な取引をした場合に必要となる注記

⑯	1株当たり情報に関する注記	1株当たり当期純利益などの普通株主に関する注記
⑰	重要な後発事象に関する注記	事業年度末日後に発生した会社に重要な影響を及ぼす事項に関する注記
⑱	連結配当規制適用会社に関する注記	分配可能額算定における連結配当規制の規定の適用を受けた会社に関する注記
⑲	その他の注記	上記に掲げるもののほか、会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な注記

上記①～⑲の注記事項について、会計監査人設置会社以外の公開会社の場合には、継続企業の前提に関する注記（①）、会計上の見積りの変更に関する注記（⑤）、持分法損益等に関する注記（⑭）及び連結配当規制適用会社に関する注記（⑱）を記載する必要はない。

なお、上記①～⑲の注記事項のうち、継続企業の前提に関する注記（①）、表示方法の変更に関する注記（④）、会計上の見積りの変更に関する注記（⑤）、誤謬の訂正に関する注記（⑥）、リースにより使用する固定資産に関する注記（⑪）、金融商品に関する注記（⑫）、賃貸等不動産に関する注記（⑬）、持分法損益等に関する注記（⑭）、関連当事者との取引に関する注記（⑮）、重要な後発事象に関する注記（⑰）、連結配当規制適用会社に関する注記（⑱）、その他の注記（⑲）は、計算問題における重要性が乏しいため、ここでは考慮外とする。したがって、計算上は上記①～⑲の注記事項のうち

②、③、⑦、⑧、⑨、⑩、⑯

について考慮すればよい。

2 重要な会計方針に係る事項に関する注記

重要な会計方針に関する注記

例えば、有形固定資産の減価償却の方法としては、定額法、定率法などのいくつかの方法が認められており、その中から1つを採用することになる。仮に、当社が定率法を採用した場合においては、この定率法が当社の減価償却における会計方針となる。

会社計算規則では、計算書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項である会計方針について、注記することを要求している。

具体的な文例は以下のとおりである。

内 容	文 例
(1) 有価証券の評価基準及び評価方法	① 売買目的有価証券は時価法（評価差額は切り放し方式により処理し、売却原価は総平均法により算定）により評価している。 ② 市場価格のあるその他有価証券は決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価している。
(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法	商品は先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）により評価している。
(3) 有形固定資産の減価償却の方法	有形固定資産のうち建物（投資建物を含む）、備品は定額法により、車両は定率法により減価償却している。
(4) 無形固定資産の償却の方法	① のれんは効果の及ぶ期間（20年間）で定額法により償却している。 ② 商標権は定額法により償却している。 ③ 自社利用のソフトウェアは利用可能期間（5年間）に基づく定額法により償却している。
(5) 繰延資産の処理方法	① 開発費は全額支出時の費用として処理している。 ② 開発費は5年間で定額法により償却している。
(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は「外貨建取引等会計処理基準」に基づいて換算している。
(7) 引当金の計上基準	引当金の計上基準は次のとおりである。 ① 貸倒引当金は債権の貸倒れによる損失に備えるため、債権の区分に応じ、以下のように設定している。 ① 一般債権は貸倒実績率法により、過去の貸倒実績率に基づき、期末残高の2%を計上している。 ② 貸倒懸念債権は財務内容評価法により、担保の処分見込額を控除した残額の50%を計上している。 ③ 破産更生債権等は財務内容評価法により、保証による回収見込額を控除した残額の全額を計上している。 ② 賞与引当金は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、従業員給与規程に基づく賞与支給対象期間のうち、当期に対応する支給見込額を計上している。 ③ 債務保証損失引当金は、債務保証の履行可能性が高くなったため、翌期における代理弁済見込額の全額を計上している。

内 容	文 例
(8) 収益及び費用の計上基準	① 割賦販売に係る売上高（又は販売益）は回収基準（又は回収期限到来基準）により計上している。
(9) その他の重要な会計方針	消費税等の会計処理は税抜方式（又は税込方式）による。

3 貸借対照表等に関する注記

貸借対照表等に記載される数値や項目について、補足的な財務情報を記載するものである。

会社計算規則では、以下の事項の記載を要求している。

- ① 資産が担保に供されている場合、資産が担保に供されている旨、資産の内容及びその金額、担保に係る債務の金額
- ② 資産に係る引当金を直接控除した場合、各資産の資産項目別の引当金の金額
- ③ 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合、各資産の資産項目別の減価償却累計額
- ④ 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- ⑤ 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く）があるときは、当該債務の内容及び金額
- ⑥ 関係会社に対する金銭債権債務について、他の金銭債権債務と区分して表示していない場合、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の項目別金額又は2以上の項目について一括した金額
- ⑦ 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権債務がある場合、金銭債権又は金銭債務ごとの総額
- ⑧ 親会社株式の各表示区分別の金額
- ⑨ 圧縮記帳の表示方法につき、直接控除法により表示している場合、有形固定資産から控除されている旨（企原注解24類推）

《文 例》

取締役に対する金銭債権が5,000千円ある。

4 損益計算書に関する注記

損益計算書に記載される数値や項目について、補足的な財務情報を記載するものである。

会社計算規則では、以下の事項の記載を要求している。

- ① 関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額

《文 例》

関係会社との営業取引高（売上高）が50,000千円ある。

関係会社との営業取引以外の取引高（固定資産売却高）が8,000千円ある。

5 株主資本等変動計算書に関する注記

株主資本等変動計算書に記載される数値や項目について、補足的な財務情報を記載するものである。

会社計算規則では、以下の事項の記載を要求している。

- ① 当該事業年度の末日における発行済株式の数
- ② 当該事業年度の末日における自己株式の数
- ③ 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
- ④ 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
- ⑤ 当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権の目的となる当該株式会社の株式の数

6 税効果会計に関する注記

税効果会計について、補足的な財務情報を記載するものである。

会社計算規則では、以下の事項の記載を要求している。

- ① 繰延税金資産又は繰延税金負債の発生の主な原因

7 1株当たり情報に関する注記

1株当たり情報を記載するものである。

会社計算規則では、以下の事項の記載を要求している。

- ① 1株当たり純資産額
- ② 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額